

競争的研究費等の適正な管理及び研究公正への取組

当社は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、競争的研究費等の適正な運営・管理及び研究活動の公正性確保に関する責任体制、基本方針、相談・告発窓口、取引業者への対応方針等を以下のとおり定め、公表します。

研究公正・公的研究費相談告発窓口

compliance@bubbleflow.co.jp

1. 競争的研究費等の運営・管理に関する責任体制

当社は、競争的研究費等の適正な運営・管理を行うため、以下の責任体制を定めています。

最高管理責任者

職名：代表取締役又はこれに準ずる者

最高管理責任者は、当社全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負います。最高管理責任者は、不正防止に関する基本方針を定め、必要な体制整備、ルールの周知、是正措置その他必要な対応を行います。

統括管理責任者

職名：管理担当執行役員、管理部門責任者又はこれに準ずる者

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について、当社全体を実質的に統括します。統括管理責任者は、不正防止計画、教育・啓発活動、予算執行状況の確認、相談・告発対応、内部点検等を統括します。

コンプライアンス推進責任者

職名：管理担当執行役員、管理部門責任者又はこれに準ずる者

コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関する実務責任者として、関係者へのルール周知、教育受講管理、誓約書の取得、発注・検収・支払手続、証憑管理、予算執行状況の確認等を行います。

研究公正責任者

職名：管理担当執行役員、管理部門責任者又はこれに準ずる者

研究公正責任者は、研究活動における不正行為に関する相談又は告発の受付から調査に至るまでの対応を統括します。研究公正責任者は、研究倫理教育、研究データの保存・開示、相談・告発対応、予備調査、本調査の要否判断、調査委員会の設置、配分機関及び文部科学省への報告等を統括します。

なお、各責任者の具体的な職名及び担当は、当社の組織体制、研究課題の内容、競争的研究費等の管理状況に応じて定めます。

2. 競争的研究費等の不正防止及び研究公正に関する基本方針

当社は、競争的研究費等の不正使用、不正受給、目的外使用、架空請求、預け金その他不適正な使用を防止するとともに、研究活動における捏造、改ざん、盗用その他研究の公正性を損なう行為を防止するため、以下の方針に基づき管理を行います。

- ・競争的研究費等の運営・管理及び研究公正に関する責任体制を明確にします。
- ・関係法令、配分機関の定め、交付条件、研究倫理及び社内規程を遵守します。
- ・競争的研究費等又は研究活動に関与する役員、従業員、研究者、研究支援者、外部協力者等に対し、必要な教育・周知を行います。
- ・発注、検収、支払、旅費、外注、物品管理、証憑保存等について、適正な手続きを行います。
- ・研究データ、実験記録、解析記録、研究ノートその他研究成果の根拠となる記録を適切に保存し、必要に応じて確認・開示できる状態を確保します。
- ・不正発生要因を把握し、必要に応じて不正防止計画及び関連ルールを見直します。
- ・相談又は告発を受け付ける窓口を設置し、相談者及び告発者の保護に配慮して対応します。
- ・不正が認められた場合には、関係規程、契約条件、配分機関の定め等に基づき、必要な措置を講じます。

3. 研究公正・公的研究費相談告発窓口

当社は、研究活動における不正行為、研究倫理に関する相談、競争的研究費等の不正使用及び不正受給、並びに競争的研究費等の使用ルールに関する相談を受け付けるため、「研究公正・公的研究費相談告発窓口」を設置しています。

本窓口では、機関内外の方から、以下の事項に関する相談、告発又は情報提供を受け付けます。

- ・研究活動における捏造、改ざん、盗用その他研究の公正性を損なう行為に関する相談又は告発
- ・研究倫理、研究データの保存・開示、引用、オーサiership、研究成果の取扱いその他研究公正に関する相談
- ・競争的研究費等の不正使用、不正受給、目的外使用、架空請求、預け金その他不適正な使用に関する相談又は告発
- ・競争的研究費等の使用ルール、事務処理手続、証憑、発注、検収、旅費、外注、物品管理等に関する相談
- ・その他、研究活動の公正性又は競争的研究費等の適正な管理に関する事項

相談、告発又は情報提供は、研究公正・公的研究費相談告発窓口のメールアドレス宛にご連絡ください。

ご連絡の際は、件名に「研究公正・公的研究費に関する相談・告発」と記載し、可能な範囲で、対象者、所属、研究課題名、競争的研究費等の名称、発生時期、事案の内容、不正と考える理由、根拠資料等を記載してください。

受付時には、内容に応じて、対象者、所属、研究課題名、競争的研究費等の名称、発生時期、事案の内容、不正と考える理由、根拠資料等を確認する場合があります。

相談者又は告発者に関する情報は、調査その他必要な範囲でのみ利用し、関係者以外に開示しません。また、相談又は告発を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

匿名による相談又は告発も受け付けます。ただし、匿名の場合、事実確認、追加資料の依頼、調査結果の連絡その他の対応が困難となる場合があります。

虚偽、誹謗中傷その他不正な目的による申出については、社内規程等に基づき対応する場合があります。

4. 競争的研究費等の使用ルールに関する相談

競争的研究費等の使用に関するルール、事務処理手続、証憑、発注、検収、旅費、外注、物品管理その他競争的研究費等の適正な使用に関する相談も、研究公正・公的研究費相談告発窓口のメールアドレス宛にご連絡ください。

主な相談内容は、以下のとおりです。

- ・競争的研究費等の使用ルールに関する確認

- ・発注、検収、支払、証憑保存に関する確認
- ・旅費、外注、謝金、人件費、物品購入等に関する確認
- ・配分機関の定め、交付条件、社内手続に関する確認
- ・その他、競争的研究費等の適正な使用に関する相談

5. 取引業者の皆様へのお願い及び不正取引への対応方針

当社は、競争的研究費等に係る取引について、公正かつ適正な発注、納品、検収及び支払を行います。取引業者の皆様におかれましても、競争的研究費等の趣旨を理解し、法令、契約条件及び当社の定めるルールを遵守いただくようお願いいたします。

当社は、以下のような不正又は不適切な取引を認めません。

- ・納品実態のない請求
- ・架空請求
- ・預け金
- ・品名替え
- ・虚偽の見積書、納品書、請求書その他書類の提出
- ・研究者又は当社関係者との不適切な取引
- ・競争的研究費等の目的外使用に関与する行為
- ・その他、競争的研究費等の適正な管理を損なう行為

不正な取引への関与が認められた場合、当社は、取引停止、契約解除、損害賠償請求、関係機関への報告その他必要な措置を講じることがあります。

また、当社は、必要に応じて、取引業者の皆様に対し、法令、契約条件及び当社規程を遵守すること、不正取引を行わないこと、監査又は調査に協力すること、不正が認められた場合に取引停止等の措置を受けることに同意する旨の誓約書の提出をお願いすることがあります。

競争的研究費等に係る取引に関して不明点がある場合、又は不適切な取引の疑いを把握した場合は、「研究公正・公的研究費相談告発窓口」までご連絡ください。